

第1次春日部市 地球温暖化対策実行計画

～春日部市役所温室効果ガス排出量削減計画～

《平成22年度～平成26年度》

【平成27年度～平成29年度継続版】



春日部市
平成27年3月

春日部市環境都市宣言

春日部市は、江戸川、大落古利根川に代表される多くの水辺をはじめとした自然や、広々とした田園の中に都市機能と拠点性を持ち合わせています。また、日光街道第四の宿場町としての歴史や日本一の大凧をはじめとする伝統文化、桐たんすなどの伝統産業と豊かな農の恵みに育まれたまちとして発展してきました。

高度経済成長の頃から、それまでの生活様式や産業構造が変化し、水・空気・大地の汚染などによる環境への負荷を発生させ、温暖化に象徴される地球環境の危機に及んでいます。

今こそ、わたしたちは暮らしを見つめ直し、未来に向け、より良い環境をつくり育てていかなければなりません。

わたしたち、地球に生きる春日部市民は、心を一つにして、自然と調和した春日部市を目指すため、ここに「環境都市」を宣言します。

- 一 わたしたちは、水と緑と澄んだ空気を大切にし、自然と人々が共生したまちをつくります。
- 一 わたしたちは、「もったいない」を合言葉に、ごみを減らし、エネルギーを節約し、低炭素社会^{※注1}を担うまちをつくります。
- 一 わたしたちは、環境について学び、伝え合い、家庭や地域から、積極的に行動し、地球にやさしいまちをつくります。

平成21年4月1日



春日部市

※注1：注釈については資料6用語解説をご参照ください

目 次

第1章 実行計画策定の背景

第1節 地球温暖化問題	1
第2節 国際的な動きと我が国の対応	2
第3節 春日部市のこれまでの主な取組	2

第2章 計画策定の意義・全体像

第1節 計画策定の意義	3
第2節 実行計画の全体像	3

第3章 計画策定に関する基本的事項

第1節 計画策定の目的	4
第2節 計画の期間	4
第3節 計画の対象	4
1 対象物質	4
2 計画の範囲	4
第4節 実行計画の位置付け	5

第4章 温室効果ガスの排出量等の現況

第1節 活動量及び温室効果ガス排出量の現況	6
1 温室効果ガスの主要発生源	6
2 温室効果ガス排出量の算定方法	6
3 活動量と排出量	7
第2節 活動量及び温室効果ガス(二酸化炭素)の排出特性	8
1 部局別の主な活動量	8
2 部局別の二酸化炭素排出量	8

第5章 実行計画の目標

第1節 温室効果ガスの総排出量に関する目標	9
第2節 分野別削減目標等	10

第6章 目標の達成に向けて（実行すべき取組）

第1節	取組の方針	1 1
1	共通の配慮事項	1 1
2	市の発注工事に当たっての取組	1 2
3	省エネ法及び埼玉県地球温暖化対策推進条例の取組	1 2
4	省エネ診断事業の実施	1 2
第2節	財源の確保	1 2

第7章 実行計画の推進と点検・評価・公表

第1節	推進・点検・評価体制	1 3
1	推進体制	1 3
2	推進体制の整備及び点検・評価体制	1 3
第2節	継続的進行管理	1 5
1	計画の全庁的推進	1 5
2	進行管理システムの構築	1 5
第3節	職員に対する研修等	1 6
1	温暖化対策に関する研修及び情報提供等	1 6
2	温暖化対策活動への職員の積極的な参加の奨励	1 6
3	職員からの提案	1 6
第4節	実行計画の進捗状況の公表	1 6

第8章 具体的な取組内容

第1節	重点推進行動	1 7
第2節	具体的取組	1 9
1	物品を購入するとき	1 9
2	建築物の建設や土木工事を行うとき	2 2
3	施設や製品を使うとき	2 3
4	物を廃棄するとき	2 5
5	通勤や外出するとき	2 6
6	意識を高め、取組を進めるために	2 7

資料編

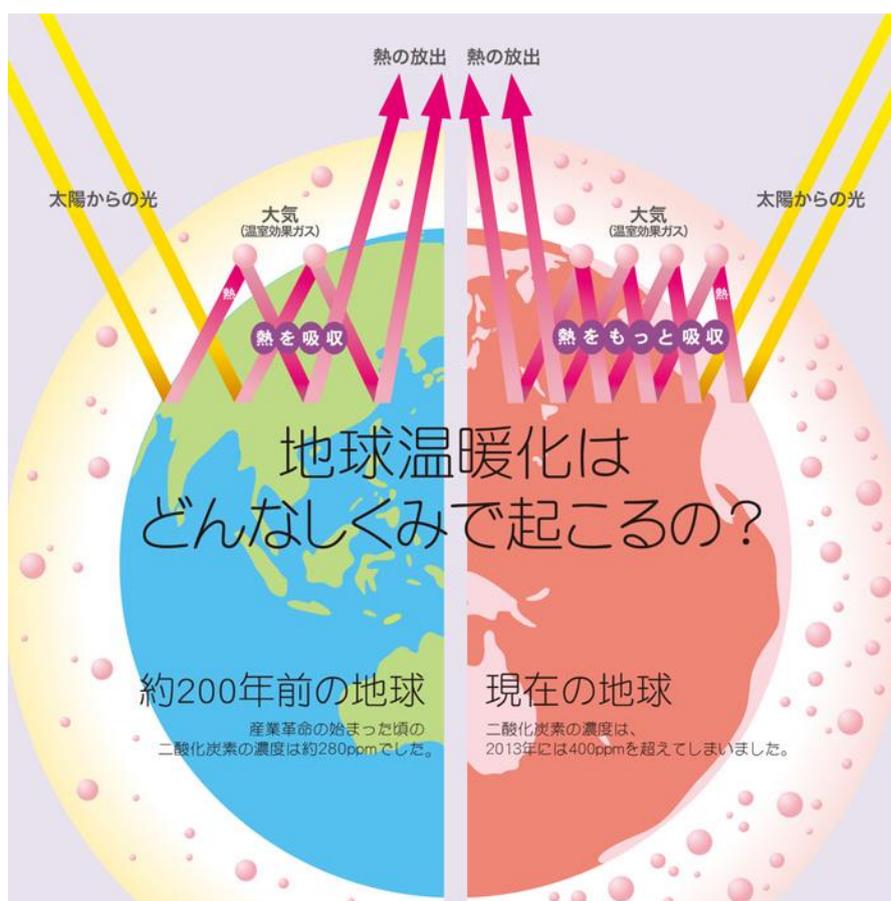
資料1	地球温暖化対策の推進に関する法律【抜粋】	3 0
資料2	算定対象とする温室効果ガス発生源	3 2
資料3	環境ラベルの例	3 4
資料4	調査対象施設	3 5
資料5	エコドライブ10のススメ	3 8
資料6	用語解説	4 0

第1章 実行計画策定の背景

第1節 地球温暖化問題

地球温暖化とは、人間の活動により大気中の二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス^{注2}の濃度が増加し、日射により地表面から放出される赤外線の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です（図1.1）。

世界の政策決定者に対し正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC^{注3}）」は、平成25年9月に最新の知見をとりまとめた第5次評価報告書の第1作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階でのCO₂の排出削減の必要性を訴えています。



資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

図1.1 地球温暖化のメカニズム

第2節 国際的な動きと我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、平成4年（1992年）に国連気候変動枠組条約^{注4}が採択され、平成9年（1997年）には、京都議定書^{注5}が採択され、平成17年（2005年）に発効され、我が国については、温室効果ガスの排出量を「平成20年（2008年）～平成24年（2012年）」の第1約束期間に、平成2年（1990年）のレベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的な取組が進められる中、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律^{注6}」が平成10年（1998年）10月に公布され、平成11年（1999年）4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱^{注7}」が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画^{注8}」が定められ、京都議定書の目標達成に向けた対策の基本的な方針等が示されました。

我が国は京都議定書第2約束期間には参加せず、「京都議定書目標達成計画」は平成24年度末を以て終了しましたが、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）のカンクン合意に基づき、平成32年（2020年）までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくものとしています。

第3節 春日部市のこれまでの主な取組

本市では、平成19年3月に市民、事業者及び市が協働して総合的かつ効果的な環境の保全と創造に取り組むため、環境に関する基本的な考え方（基本理念）を示した「春日部市環境基本条例」を制定し、平成20年3月には条例の基本理念の実現に向け目標や手法、進行管理等「具体的な取組方」を示した「春日部市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、将来の世代にわたって、市民が健康で安心して住み続けられるよう、本市の目指す環境像として「自然と人とが共生し、未来につなぐ環境をみんなで育てまもるまち・春日部」を掲げていますが、市の事務・事業において、環境に配慮した行動を徹底するために「市の行動指針」を定めています。

なお、合併前の旧春日部市では、春日部市地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という）と同様の計画を策定（平成13年）し、合併までの期間において各種の取組を実践してきましたが、合併以降についてもエコアクションデーの実施をはじめとして旧春日部市の実行計画の施策を継続し、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの削減に取り組んできたところです。

また、低炭素のまちづくりを目指し、国土交通省の支援により、春日部駅周辺地区（概ね100㍍）を対象に先導的都市環境形成総合支援事業「エコまちづくり」を平成20年度にスタートさせ、拠点的市街地における地区・街区レベルの包括的都市環境対策を進めているところであり、本計画との連動性について今後配慮していくものです。

さらに、平成23年12月には、「春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。この計画は、市域全体から排出される温室効果ガスの削減に向け、市民・事業者・市の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

第2章 計画策定の意義・全体像

第1節 計画策定の意義

本市が本計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に努めることは、一事業者として地域の温室効果ガス排出抑制に寄与するだけでなく、市の事務・事業を環境に配慮したものに变革することで、市場経済の仕組みの中で環境に配慮した製品やサービスの普及促進に資するなど循環型社会や低炭素社会の構築を支援することになります。

また、電気、水などの使用量や廃棄物の発生量を抑制することは、事務経費の削減にもつながり、本計画の策定や取組の実施は、地球温暖化防止の効果と経済効果を同時に得ることができます。

さらに、温室効果ガス排出抑制に関するノウハウを蓄積することで、事業者や市民に対する情報提供や助言を、より効果的に行うことが可能になるものです。

第2節 実行計画の全体像

本計画では、市の全ての事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを対象として削減目標を設定し、取組を進めていきます。

また、本計画では図2.1のように、自らの温室効果ガスの排出状況を認識して、実行計画の策定(Plan)、取組の実施(Do)、排出量や取組状況の点検(Check)、実行計画の見直し(Action)というサイクルを繰り返すことで、目標達成を目指します。

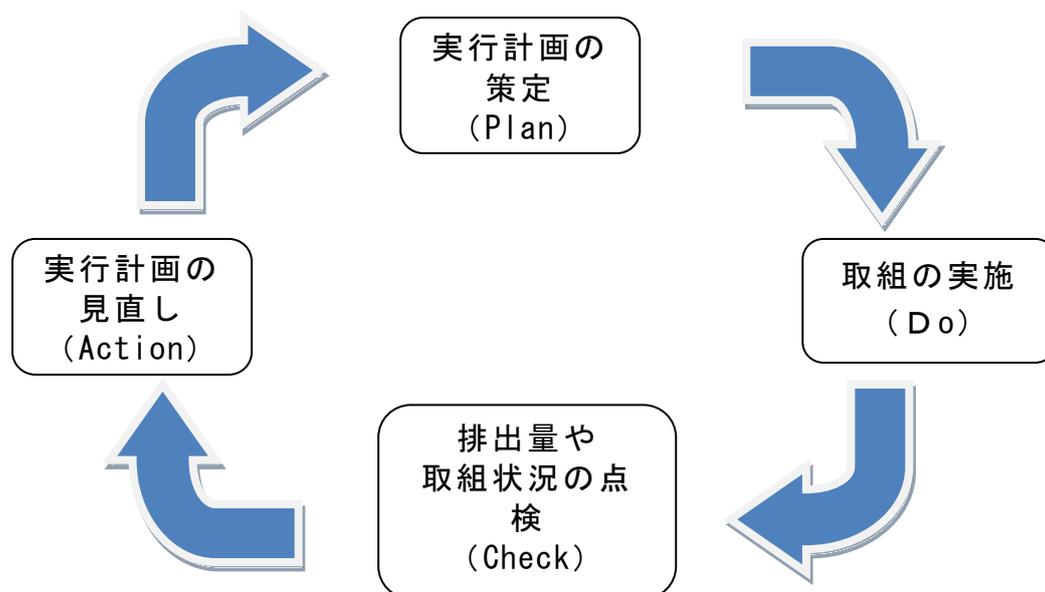


図2.1 実行計画の全体像

第3章 計画策定に関する基本的事項

第1節 計画策定の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「推進法」という。）第20条の3第1項に基づき、一事業者として市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むことにより、実効性ある地球温暖化対策を推進することを目的とします。

第2節 計画の期間

本計画の基準年度を平成20年度とし、計画期間は平成22年度から平成26年度までの5年間としておりましたが、平成26年度に当計画の進捗状況を調査したところ、温室効果ガス排出量の削減に十分効果があることが確認されたため、計画期間を平成29年度まで継続します。また、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

なお、当継続版においては、法令・資料などを最新のものに改訂しています。

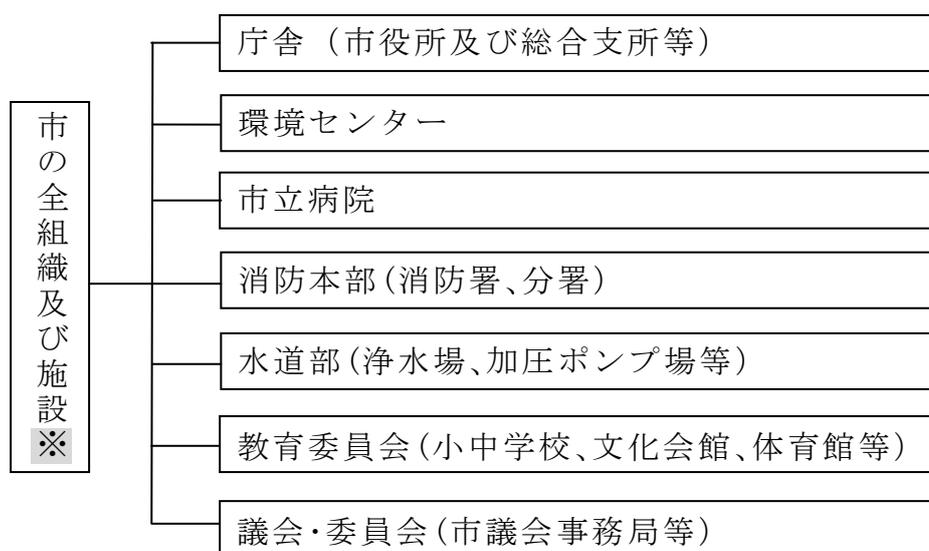
第3節 計画の対象

1 対象物質

温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が挙げられますが、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄については、市の事務・事業での発生源がないことから、この2物質を除く4物質を対象とします。

2 計画の範囲

本計画の対象範囲は、本庁及び出先機関を含めた全ての組織及び施設(図3.1)に係る事務・事業とします。また、指定管理者制度導入等の施設も対象とします。



※資料4(35～37頁)参照

図3.1 本計画の対象となる組織及び施設

第4節 実行計画の位置付け

本計画は、推進法第20条の3及び春日部市環境基本計画に基づき策定されています（図3.2）。

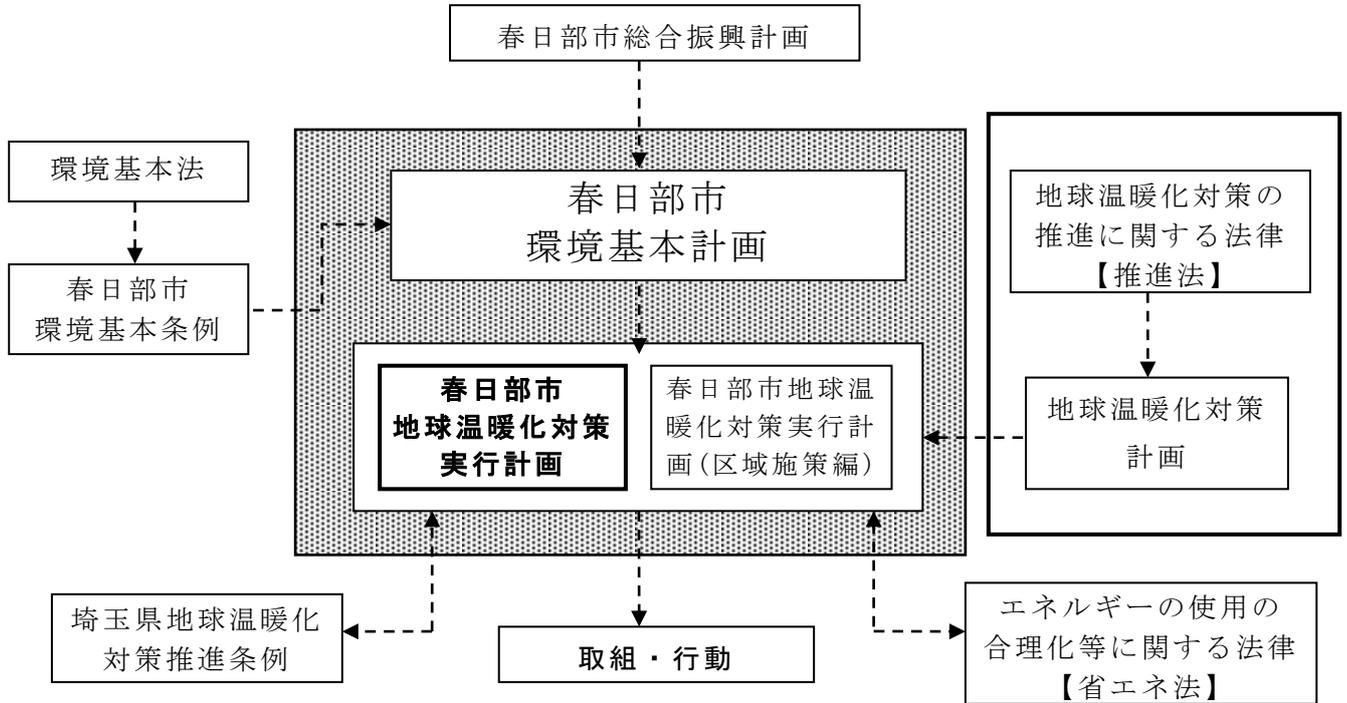


図3.2 実行計画と関係法令等

このほか、循環型社会の形成を目指す「循環型社会形成推進基本法」に関連した法律が以下のように整備されています。

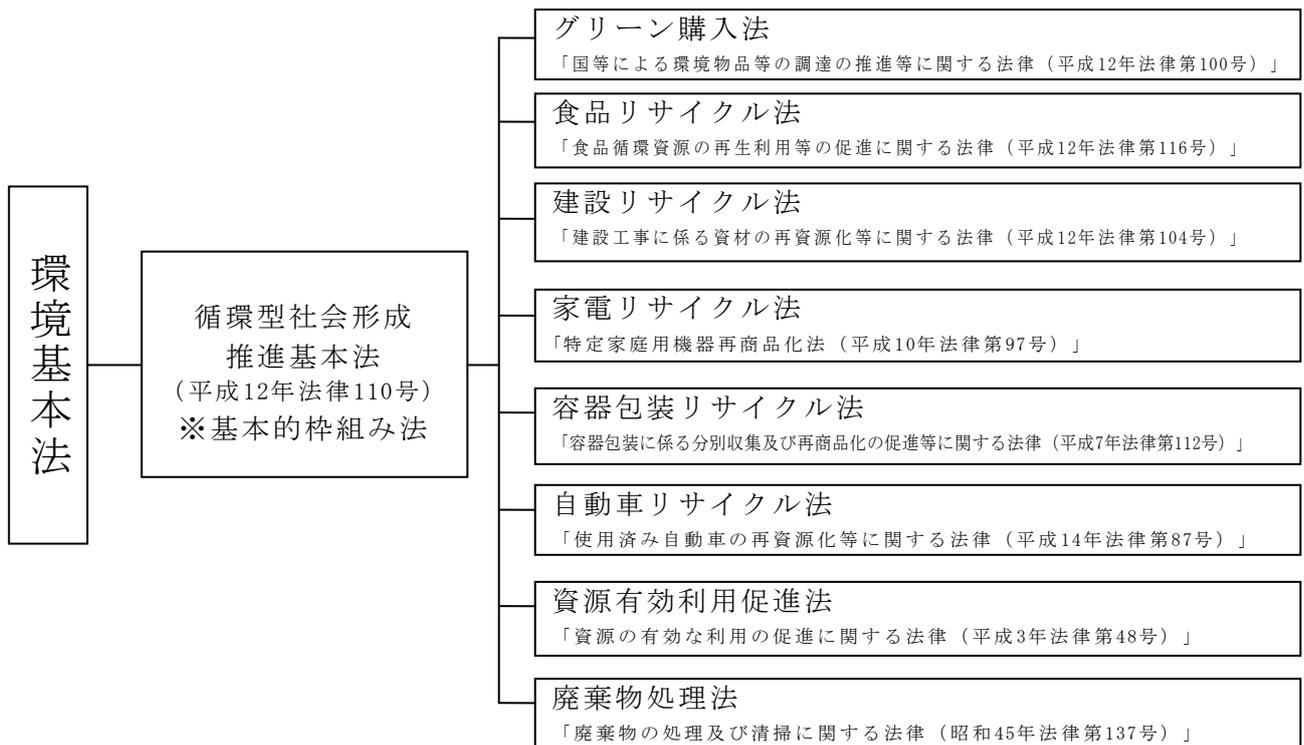


図3.3 循環型社会形成推進基本法と関係法令等

第4章 温室効果ガスの排出量等の現況

第1節 活動量及び温室効果ガス排出量の現況

1 温室効果ガスの主要発生源

本計画で対象とする6種類の温室効果ガスの主な発生源は、表4.1のようになっており、なかでも燃料や電気の使用に伴う二酸化炭素の寄与が、最も大きくなっています。

表4.1 温室効果ガスの種類と主な発生源

温室効果ガスの種類	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料や電気の使用、自動車の走行、廃棄物の焼却等
メタン (CH ₄)	ボイラー等の使用、自動車の走行、し尿処理場等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ボイラー等の使用、自動車の走行、麻酔剤(笑気ガス)の使用等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫(冷媒)の使用・廃棄、カーエアコン(冷媒)の使用・廃棄
パーフルオロカーボン (PFC)	冷媒、半導体の洗浄等(本市では該当なし)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備の絶縁用ガス(本市では該当なし)

(注) 詳細は資料2(32~33頁)参照

2 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、温室効果ガスを発生させる活動区別に活動量を求め、排出係数を乗じます(式-1)。また、燃料等のCO₂排出量については、排出係数が炭素換算値であるため、44/12を乗じ二酸化炭素換算値へと変え、排出量を求めます(式-2)。

温室効果ガス総排出量は活動の種類毎の排出量に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素に換算した排出量を合算し求めます。

【式-1】

$$\text{市の事業における活動量} \times \text{温室効果ガス排出係数} = \text{温室効果ガス排出量 (kg)}$$

【式-2】

$$\text{市の事業における活動量 (燃料使用量等)} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12 = \text{温室効果ガス (CO}_2\text{) 排出量 (kg-CO}_2\text{)}$$

炭素排出係数から温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を求める場合、炭素の原子量12、酸素の分子量32を利用し、重量比から算出する。 二酸化炭素CO₂【分子量44】/炭素C【原子量12】

$$\text{温室効果ガス排出量 (kg)} \times \text{ガス別の地球温暖化係数※} = \text{二酸化炭素換算排出量 (kg-CO}_2\text{)}$$

※地球温暖化係数とは、様々な種類の温室効果ガスが大気中で分解されるまでの期間等を考慮して、それぞれの100年間における温室効果について二酸化炭素を1とした相対的な値としたものであり、政令で定められています。

図4.1 温室効果ガス排出量の算定

3 活動量と排出量

市の事務・事業に関連して使用するエネルギーやCO₂等の排出量の現況においては表4.2のようになっており、平成20年度における本市の全事業からの温室効果ガス排出量合計は18,733t-CO₂です。

また、温室効果ガスの種類別でみると、二酸化炭素が全体の約98.60%を占めています。これは、本市における二酸化炭素以外の温室効果ガス発生源の規模が小さく、電気や燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量の割合が大きいためです。

表4.2 エネルギー等の利用状況（活動量）とCO₂等の排出量（平成20年度）【市の事務・事業】

温室効果ガス種類	発生源	活動量	排出係数	排出量 (t-CO ₂)	割合	二酸化炭素の内訳(割合)
二酸化炭素	電気	35,045kWh	0.418 (kg-CO ₂ /kWh)	14,649	78.20%	79.31%
	灯油	687Kℓ	2.490 (kg-CO ₂ /ℓ)	1,710	9.13%	9.26%
	都市ガス	706千m ³	2.011 (kg-CO ₂ /m ³)	1,420	7.58%	7.69%
	自動車等燃料 (ガソリン・軽油)	—	—	422	2.25%	2.28%
	その他燃料 (重油・LPG等)	—	—	269	1.44%	1.46%
	小計	—	—	—	18,470	98.60%
メタン	自動車・浄化槽	—	—	87	0.46%	—
一酸化二窒素	自動車・笑気ガス浄化槽	—	—	171	0.91%	—
HFC	カーエアコン 冷蔵庫等廃棄	—	—	5	0.03%	—
合計	—	—	—	18,733	100.00%	—

※排出係数は、推進法施行令の規定に基づく単位発熱量と炭素排出係数から算出。

※環境センターにおける一般廃棄物の焼却及びし尿処理を除く。（9頁「一般廃棄物の焼却及びし尿処理に伴う温室効果ガスについて」参照。）

※消防の緊急車両ほか、一部の車両を除く。

温室効果ガスの98.60%を占める二酸化炭素の発生源は図4.2のようになっており、電気の使用に伴う排出量が79.31%、灯油の使用に伴う排出量が9.26%を占めています。

また、残りは都市ガスと自動車等燃料の使用に伴う排出が多くを占めています。本市におけるエネルギーの主な用途は、電気については、照明や冷房、灯油と都市ガスは給湯や冷暖房となっています。

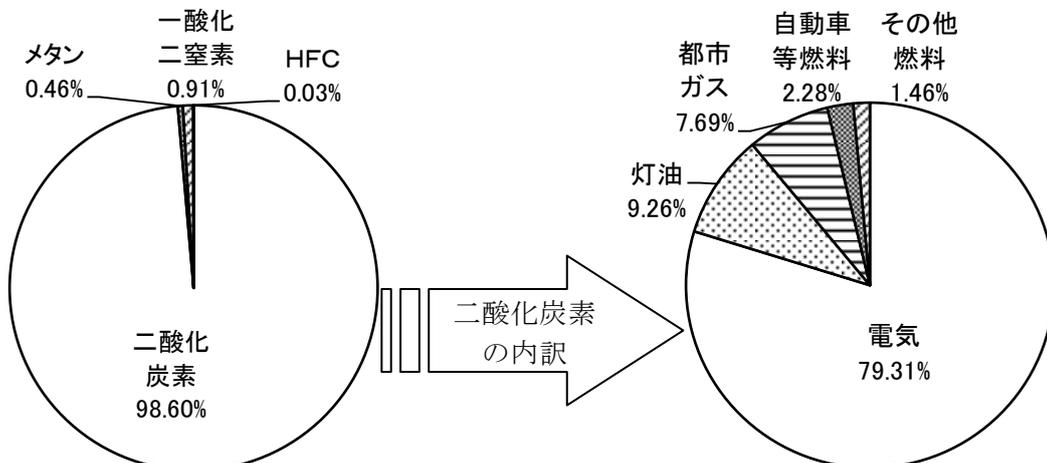


図4.2 種類別温室効果ガス排出量と二酸化炭素の発生源別内訳（平成20年度）【市の事務・事業】
（温室効果ガス合計:18,733t-CO₂、二酸化炭素計18,470t-CO₂）

第2節 活動量及び温室効果ガス（二酸化炭素）の排出特性

市の事務・事業を部局別活動に分類して燃料の使用状況と二酸化炭素の排出状況は以下のとおりです。

1 部局別の主な活動量

部局別の電気使用量や自動車等燃料使用量など庁舎管理等で温室効果ガスの発生要因となる活動量は、次のとおりです。

表4.3 部局別の主な活動量（平成20年度）【市の事務・事業】

区分 部署名	エネルギー使用量				
	電気 (千kWh)	灯油 (kℓ)	都市ガス (千m ³)	自動車等燃料 ガソリン(kℓ)	自動車等燃料 軽油(kℓ)
庁舎(市役所及び総合支所等)※1	10,447	60	170	81	21
環境センター※2	3,157	18	0	3	6
市立病院	3,101	333	19	1	0
消防本部※1	788	14	14	41	0
水道部※1	6,695	14	0	3	2
教育委員会	10,857	248	503	20	0
議会・委員会	0	0	0	1	0
合計	35,045	687	706	150	29

※1 消防の緊急車両ほか、一部の車両を除く。

※2 環境センターにおける一般廃棄物の焼却及びし尿処理を除く。

2 部局別の二酸化炭素排出量

二酸化炭素の排出量は教育委員会が34.55%、庁舎（市役所及び総合支所等）が28.09%、水道部が15.41%、市立病院が11.73%、環境センターが7.52%、という順になっています。また、教育委員会の二酸化炭素排出量の割合は小・中学校が49.84%、公民館が17.33%、体育施設が10.80%という順になっています。

表4.4 部局別の二酸化炭素排出量（平成20年度）【市の事務・事業】

部局名	二酸化炭素排出量(t-CO ₂)	
庁舎(市役所及び総合支所等)※1	5,188	(28.09%)
環境センター※2	1,389	(7.52%)
市立病院	2,166	(11.73%)
消防本部※1	495	(2.68%)
水道部※1	2,847	(15.41%)
教育委員会	6,382	(34.55%)
議会・委員会	3	(0.02%)
合計	18,470	(100.00%)

※1 消防の緊急車両ほか、一部の車両を除く。

※2 環境センターにおける一般廃棄物の焼却及びし尿処理を除く。

第5章 実行計画の目標

第1節 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本市における温室効果ガス総排出量の削減目標を以下のように定めます。

(温室効果ガス総排出量の削減目標)

春日部市の出先機関を含めた全組織及び施設からの温室効果ガス総排出量を平成29年度までに平成20年度（基準年）比で10%削減する。

また、削減排出量等の詳細は以下のとおりです。

表5.1 基準年と目標年の温室効果ガス排出量【市の事務・事業】

年 度	区 分	二酸化炭素 (t-CO ₂)	温室効果ガス全体 (t-CO ₂)
平成20年度 (基準年)	総排出量	18,470	18,733
平成29年度 (目標年)	総排出量 (基準年に対する伸び率)	16,623 (-10%)	16,859 (-10%)

一般廃棄物の焼却及びし尿処理に伴う温室効果ガスについて

環境センターから排出される温室効果ガス（一般廃棄物の焼却及びし尿処理）については、市の事務・事業以外にも市民や事業者における影響が考えられます。そのため、本市自らのコントロールが及ばないことを考え、排出量の積算及び削減目標からは除外することとしました。なお、参考として環境センターにおける一般廃棄物の焼却及びし尿処理を含んだ温室効果ガス排出量は以下のとおりです。（表5.2参照）

表5.2 環境センターの温室効果ガス排出量

年 度	区 分	二酸化炭素 (t-CO ₂)	温室効果ガス全体 (t-CO ₂)
平成20年度	一般廃棄物の焼却及びし尿 処理を <u>含まない</u> 総排出量	1,389	1,389
	一般廃棄物の焼却及びし尿 から出る排出量	46,788	48,171
	一般廃棄物の焼却及びし尿 処理を <u>含む</u> 総排出量【合計】	48,177	49,560

第2節 分野別削減目標等

地球温暖化対策を推進するための分野別削減目標等を次のとおりに設定します。

表5.3 分野別の削減目標等【市の事務・事業】

内 容	区分等	削減目標	平成20年度 (標準年)	平成26年度	平成29年度 (目標年)
(1) 省エネルギーの推進					
・市の事務・事業におけるエネルギー使用量	電気	12.4%削減	35,045千kWh	32,883千kWh	30,702千kWh
	灯油	6.0%削減	687kℓ	646kℓ	646kℓ
	都市ガス	8.0%増加に抑制(※1)	706千m ³	763千m ³	763千m ³
	重油	7.2%削減	29kℓ	27kℓ	27kℓ
	LPG	5.0%削減	32千m ³	30千m ³	30千m ³
	ガソリン	6.6%削減	2kℓ	—	—
	軽油	5.6%削減	8kℓ	—	—
・公用車の利用に伴うエネルギー使用量	ガソリン	6.6%削減	148kℓ	138kℓ	138kℓ
	軽油	5.6%削減	21kℓ	20kℓ	20kℓ
(2) 省資源・リサイクルの推進					
・水の使用量		5.0%削減	519千m ³	493千m ³	493千m ³
・紙の使用量		10.0%削減	211t	190t	190t
(3) 低燃費・低公害車購入の推進					
・購入する公用車	低燃費・低公害車(※2)の割合を40%以上にする。		30.7% (228台中70台)	40%以上	40%以上

※1 都市ガスについては、灯油・重油・軽油等からの燃料転換により使用量が増加するが、市全体から見るとCO₂排出量は減少する。

※2 「低公害車」とは、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス(CNG)自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車等を指す。

第6章 目標の達成に向けて（実行すべき取組）

第1節 取組の方針

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した取組の方針を定めます。なお、環境センター、市立病院、消防本部、水道部等、市民の行動が活動量に大きく影響する機関については、市民サービスに影響を及ぼさない範囲内で取り組むものとします。

1 共通の配慮事項

(1) 物品を購入するとき

省エネ製品の購入、低燃費・低公害車の購入、再生紙の購入、環境ラベル製品の購入、リサイクル製品の購入の徹底等を図ります。

(2) 建築物の建設や土木工事を行うとき

省エネルギー型の空調設備・照明器具等の導入、自然由来エネルギーの導入、節水設備の導入、省エネ・省資源に配慮した素材の選択、解体廃棄物のリサイクル化、周辺や壁面・屋上の緑化等を図ります。

(3) 施設や製品を使うとき

冷暖房温度設定の適正管理、照明器具やOA機器の適正使用、給湯器の適正使用、用紙使用量の抑制、水の有効利用、自動車の整備及び運転の適正化、自転車の活用等を図ります。

(4) 物を廃棄するとき

ごみの分別及び減量化、資源物のリサイクルの徹底、物品の適正管理、自動車や冷蔵庫等で使用されるフロンの適正処理等を図ります。

(5) 通勤や外出するとき

低公害車の導入及び自動車地球温暖化対策計画の策定（埼玉県地球温暖化対策推進条例により県へ提出）、外出時の徒歩や自転車・公共交通機関の積極利用、ノーカーデーへの協力、マイカー通勤の自粛、アイドリングストップ等のエコドライブの推進を図ります。

(6) 意識を高め、取組を進めるために

「職員エコアクションデー」の取組、環境に関する研修の実施、クリーンデーや環境に関する研修への積極参加、環境に関する情報収集の徹底、環境施策や庁内行動指針の取組状況・課題の取りまとめへの協力等を図ります。

2 市の発注工事に当たっての取組

環境に配慮した事業の構想・計画及び事業の実施、環境に配慮した工事手法の実施、環境保全対策の実施・点検を図ります。

3 省エネ法及び埼玉県地球温暖化対策推進条例の取組

本計画の実施に加え、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）^{注9}に基づく省エネルギー対策、及び埼玉県地球温暖化対策推進条例^{注10}に基づく温室効果ガスの排出量削減を総合的に取り組みます。

4 省エネ診断事業の実施

公共施設の省エネ診断を実施し、空調設備等の省エネ運転方法の改善や必要に応じた省エネ機器への取替え、設置を行い、光熱水費等の削減と二酸化炭素（CO₂）の排出抑制に努めます。

第2節 財源の確保

本計画において掲げる温室効果ガスの排出の抑制等に係る数値目標を確実に達成するため財源の確保を図るとともに、国、県等の補助制度を積極的に活用していく必要があります。

また、より効果的に取組を進めるためには、各施設における環境対策に係る費用及び効果についての検討を行い、財源を確保する上での参考としていくこととします。

みんなでできるエコライフ①

テレビなど家電製品を使わないときは、主電源を切ったりコンセントからプラグを抜いた。



1日に減らせるCO₂の量
68g
1年で節約できる金額
1,715円

埼玉県地球温暖化防止活動推進センター
「エコライフ DAY2009 埼玉」より一部抜粋

第7章 実行計画の推進と点検・評価・公表

第1節 推進・点検・評価体制

1 推進体制

本計画は、「春日部市役所環境対策推進会議要綱」の環境活動実行組織に基づき、環境管理責任者が中心となって推進します。また、必要に応じて専門部会や各種委員会を開催し、本計画の内容や実施状況の点検、見直し等を行うものとします。

2 推進体制の整備及び点検・評価体制

(1) 全庁的な推進体制の整備

本計画を全庁的に推進するため、各課長を環境管理者とするとともに、各課及び出先機関において環境リーダーを選任します。

(2) 各課及び出先機関における評価及び日常的な点検の実施

環境管理者は、本計画の実効性を高めるため、排出状況や取組内容を把握・点検・評価し、各課及び出先機関内における本計画の数値目標の達成に向けた取組を推進します。

また、各所属の環境リーダーは、日常的な施設管理や取組状況の点検を行うとともに、職員に対して、環境に配慮した事務・事業を推進するための情報の提供や取組の支援等を行います。

みんなでできるエコライフ②

家電製品を省エネタイプのものに買い換えた。
(電球を電球型蛍光灯に換えたり、省エネラベルの家電に買い換えるなど。)



1日に減らせるCO₂の量
77g
1年で節約できる金額
1,927円

埼玉県地球温暖化防止活動推進センター
「エコライフ DAY2009 埼玉」より一部抜粋

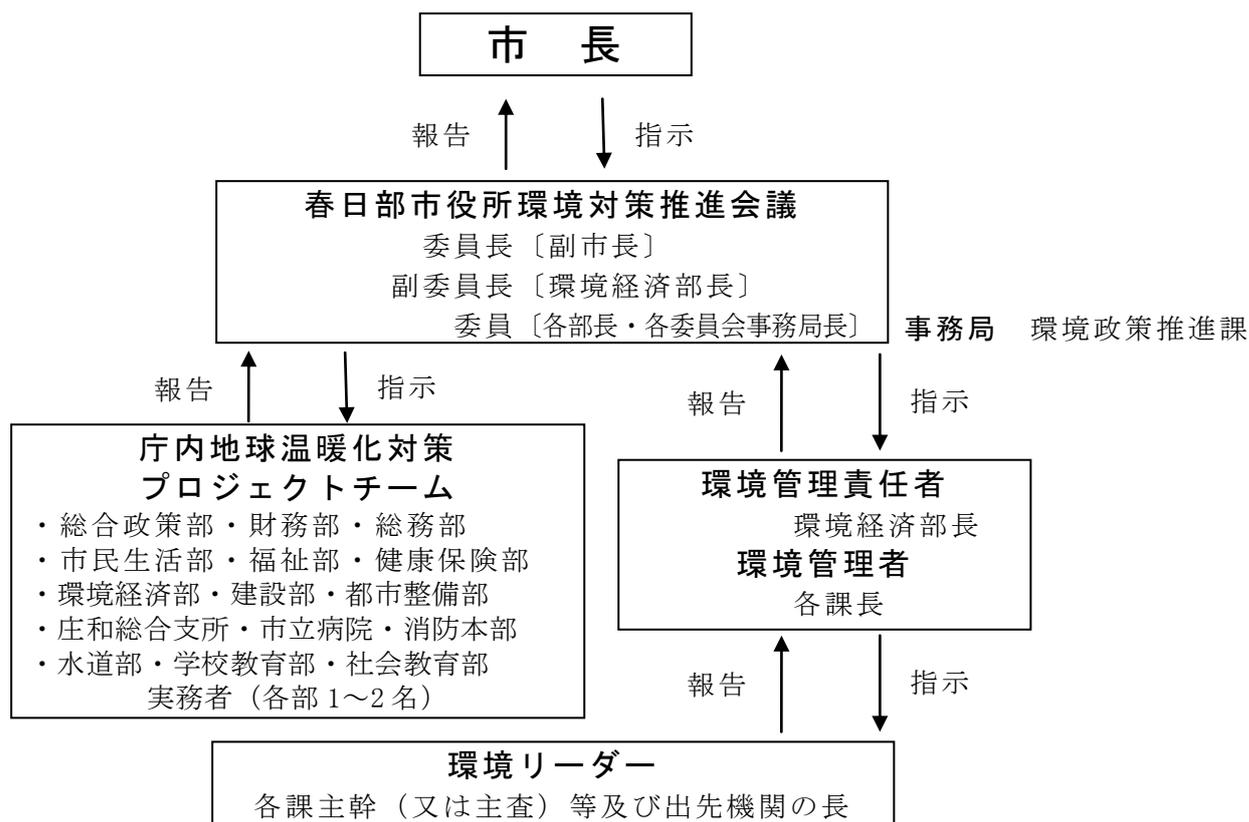


図 7. 1 環境管理・環境活動実行組織

表 7. 1 環境管理・環境活動実行組織における役割分担

職名・組織名	主な役割
市長	計画及び方策の決定等を行うこと。
春日部市役所 環境対策推進会議	計画の推進方策等の協議を行うこと。
環境管理責任者	環境管理者及び環境リーダーへの指示、監督など、計画の進捗管理を行うこと。
環境管理者	課内（出先機関を含む。）における取組状況（市内行動指針）の管理、監督を行うこと。
環境リーダー	環境管理者とともに、職員の啓発を行い、取組状況（市内行動指針）の把握、点検及び評価を行うこと。また、日常的点検等の管理を行うこと。
市内地球温暖化対策 プロジェクトチーム	各部1～2名（計10～15名）で組織される実務者主体のチームで、市内行動指針に基づき全庁的に地球温暖化対策が実施されているか協議・確認するとともに、温暖化対策に係る施策を検討・立案する。なお、省エネ法及び埼玉県地球温暖化対策推進条例の各種対応にかかるプロジェクトチームも兼任する。

第2節 継続的進行管理

1 計画の全庁的推進

本計画は庁舎全体から出先の施設まで隅々に及ぶ電気・ガス等の使用をはじめ、物品購入から、紙等の廃棄に至るまで、多種多様かつ広範な分野が関係するため、全組織の横断的な関係を含めて、職員一人ひとりの意識の転換等を促すものです。

現在の情報を可能な限り整理し、問題点を洗い出し、改善点を明確にして提示することが肝要で、今後取り組むべき課題を明らかにしながら、さらなる改善効果の実現を目指していくことが重要です。

2 進行管理システムの構築

今後の継続的管理を推進する上で、最も重要となる各所属からの定期報告は、手続き的には図7.2のような流れになります。

まず、環境政策推進課が各課に対して、定期的に調査、報告を求め、各課は、当該課内（出先機関を含む。）の取組状況を取りまとめ、環境政策推進課へ報告します。

環境政策推進課は、各課の取組状況を集計し、市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量、数値目標の達成状況等の点検・評価を行い、春日部市役所環境対策推進会議の承認を得て、その結果を公表します。

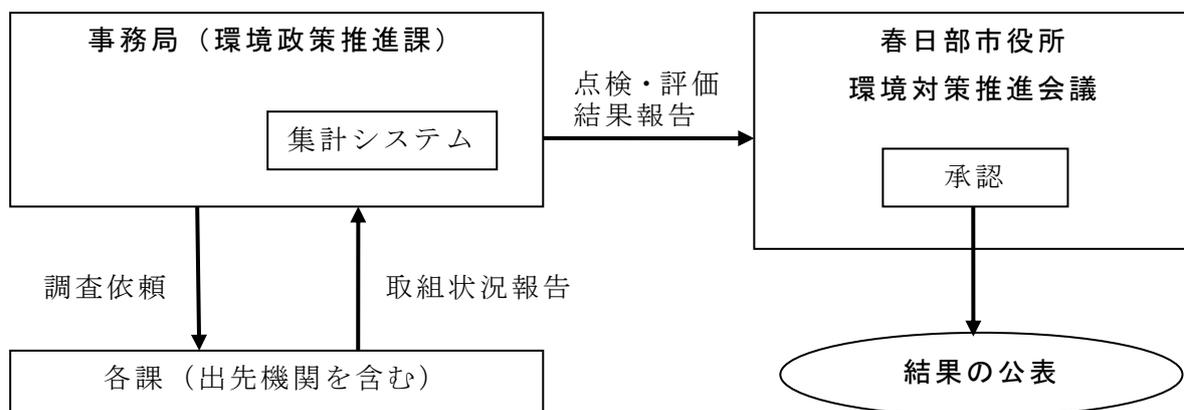


図7.2 実行計画進行管理システム

第3節 職員に対する研修等

1 温暖化対策に関する研修及び情報提供等

- ・環境政策推進課は、環境保全活動や温暖化対策に関するシンポジウムや研修会などへの職員の積極的な参加が図られるよう情報提供に努めます。
- ・環境管理者は、定期的に環境リーダーや職員に対する会議や研修会を開催し、意識の高揚や本計画の周知徹底を図ります。

2 温暖化対策活動への職員の積極的な参加の奨励

環境管理者や環境リーダーは、環境NPOのボランティア活動などへの積極的な参加が推進されるよう職場での環境づくりを推進します。

3 職員からの提案

環境政策推進課は、市の事務・事業に関する温暖化対策を積極的に推進するため、これまでに掲げた取組以外の効果的な取組内容を募集し、活用します。

第4節 実行計画の進捗状況の公表

推進法の規定に基づき、温室効果ガスの総排出量、数値目標の達成状況、取組状況等については、本計画に基づく措置及び施策の実施の状況について、推進法第20条の3第10項において、毎年1回公表しなければなりません。毎年度、環境政策推進課が取りまとめ、市のホームページ・広報等により公表するとともに、春日部市環境審議会への報告を行います。

みんなでできるエコライフ③

部屋を出るときは、明かりを消した。



1日に減らせるCO₂の量
24g

1年で節約できる金額
601円

埼玉県地球温暖化防止活動推進センター
「エコライフ DAY2009 埼玉」より一部抜粋

第8章 具体的な取組内容

各所属で職員が事務・事業を行う際に、温室効果ガスの削減や、廃棄物量の抑制を図るとともに、「第5章 実行計画の目標」を達成するため、省資源、省エネルギー、紙使用量の削減（ごみの排出抑制）等に関して、取組を行います。

第1節 重点推進行動

以下の5点は、本市で特に重点的に行動するよう推進を図るものとします。

◎省エネルギー・新エネルギー機器等の導入【対象：施設管理担当部署】

温室効果ガス排出削減に向け、これまで以上に環境に配慮した省エネ設備機器の導入や、省エネ改修の実施などハード面の取組を推進します。

◎自動車燃料使用量の削減（エコドライブの実施等）【対象：全職員】

ガソリン・軽油の使用については、その大部分が自動車燃料として使用されています。温室効果ガス排出要因として多くを占める自動車燃料使用量を削減するため、近距離間での公用自転車の活用や、低燃費・低公害車の導入（ハード面）の推進とエコドライブ（ソフト面）の取組を合わせて推進します。

◎電気・ガス・石油等燃料使用量の削減【対象：全職員】

本市の温室効果ガス排出量の中で、排出要因として多くを占める電気やガス、石油等燃料の使用量について、削減目標（温室効果ガス総排出量-10%）を達成するため、より使用量削減となる取組を推進します。

◎現存設備機器長寿命化のための適正利用・維持管理【対象：全職員】

照明器具や事務機器などについては、維持・管理体制を整えることで本来の耐用年より長持ちさせることができ、更新費用を削減することができます。そのため、現存設備機器の適正な利用を心掛ける取組を推進します。

◎紙類使用量の削減と排紙等の有効利用【対象：全職員】

紙類の使用量は、職員一人ひとりの意識改革によって、最も効果的に削減していける分野の一つです。また、ごみの排出量抑制にもつながることから、情報の電子化、両面コピーの徹底など、紙類使用量削減の取組を推進します。併せて、紙類使用量を削減することによる相乗的な電気使用量の削減も目標とします。

また、他にも排紙を高温炭化し、水質浄化等に利用できるかを考察します。

重点推進行動による省エネルギー対策の工程をイメージ化すると下表のようになります。

表 8.1 重点推進行動の工程【市の事務・事業】

【重点推進行動】		削減量(t-CO ₂)	削減率(%)	年度							
				22	23	24	25	26	27	28	29
ハード面	省エネルギー・新エネルギー機器等の導入	市役所別館	△45.4 t 0.24%削減				H23.1 工事完了				
		東中学校	△13.6 t 0.07%削減				H25.1 工事完了				
		西部浄水場	△128.2 t 0.68%削減				H23.3 工事完了				
		東部浄水場	△8.4 t 0.04%削減						H27.3 工事完了		
		財団法人省エネルギーセンターの省エネルギー診断によるエネルギー使用の改善対策(予定)									
ソフト面	自動車燃料削減	低燃費・低公害車の導入									
		エコドライブの推進									
		電気使用量の削減									
		現存設備機器の適正利用・維持管理									
		紙類使用量の削減									

※ハード面の「省エネルギー改修・改築の例」については、平成22年3月現在で把握できる施設について計上した。
 なお、削減率は基準年の温室効果ガス全体の総排出量に対して比較し、算出した。

また、重点推進行動5点を踏まえ、より詳しい市内行動指針として次頁(第2節)からの取組を行います。



第2節 具体的取組

1 物品を購入するとき

市が事務・事業において製品等を購入するとき又はサービスの提供を受けるときは、「グリーン調達基本原則」（次ページ参照）に基づき、以下の取組を推進します。

《庁内行動指針》

ハード面

①省エネルギー・新エネルギー機器等の導入

- ・高効率の空調設備や照明設備を採用する。
- ・環境ラベルの付いた省エネルギー型機器を積極的に導入する。
- ・自然由来エネルギー発電設備等の新エネルギー設備を積極的に導入する。

②低燃費・低公害車の導入

- ・公用車の買い換え時には、低燃費・低公害車の導入に努める。
- ・使用形態を考慮し排気量の適正化に努める。

③その他

- ・上記以外でも必要と思われる物品等に係る取組について、導入に努める。

ソフト面

①ごみの減量とリサイクルの推進

- ・製品を購入する際は、簡易包装の製品、詰替え製品、再利用が可能な製品の購入に努める。
- ・物品等の長期使用を心がける。
- ・包装は簡素なものを選択するとともに、過剰包装を要求しない。

②紙製品・事務用品

- ・コピー用紙や封筒などは、再生紙の製品を使用する。再生紙はできるだけ古紙配合率が高く白色度が低いものを選ぶ。
- ・トイレットペーパーは、古紙配合率100%の製品を使用する。
- ・文房具などは、できるだけ廃木材・廃プラスチックなどの再生材料から作られた製品を利用する。

③グリーン購入の推進

- ・物品を購入する際は、グリーン購入ネットワークの「購入ガイドライン」などを参考に製品を選ぶ。

④その他

- ・物品の計画的な購入等により、適切な在庫管理を行い、無駄を省く。



◎環境配慮契約の推進

平成19年に「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」が制定されました。環境配慮契約は、地方公共団体等の公共機関等が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた製品やサービス等を提供する者と契約することで、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すものです。市の事務・事業において、同法の趣旨に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の推進について取り組むことを検討します。

《グリーン調達基本原則》

平成12年5月31日「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が制定され、同法は、国等の公的部門による環境負荷の低減に資する物品等（環境物品等）の調達の推進等について定めたものであり、地方公共団体についても、毎年度の環境物品等の調達方針の作成及び当該方針に基づいて物品等の調達を行うよう努めることを求めるものです。本市においても、グリーン購入法の考え方にに基づき、「グリーン調達基本原則」を定め、環境に配慮した「環境物品等」の調達を推進します。

※環境物品等とは、次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。

- (1) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する**原材料又は部品**
- (2) 環境への負荷の低減に資する**製品**（環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への影響が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再利用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができること、その他の事由により環境への負荷の低減に資する製品）
- (3) 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される環境への負荷の低減に資する**役務**

1 購入前の確認

物品等（原材料、部品、製品及び役務をいう。以下同じ。）を調達する際には、その製品が本当に必要かどうか十分に考慮するとともに必要かつ適正な量の調達を図る。

2 環境物品等の優先的購入

資源採取から、製造、流通、使用、廃棄までの製品のライフサイクル全体を通して生じる環境負荷が相対的に小さいものを調達する。

3 事業者の環境配慮状況の考慮

環境物品等について、環境保全に積極的な事業者により製造され、販売されているかどうか考慮する。物品そのものについての環境負荷を考慮することに加えて、その物品を製造、販売している事業者が、環境に関する法令や規制を遵守することはもちろん、環境に関する経営方針や体制を持ち、適切な環境管理・監査を行い、環境に関する情報を公開し環境保全に積極的に取り組んでいるかどうかを考慮する。

4 環境情報の収集

物品や製造・販売・サービス事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して調達する。

5 環境ラベル^{注11}製品の優先的選択

事務用品の調達に当たっては、原則として環境ラベル（34ページ参照）の付いている製品を優先的に選択する。

6 環境物品等の使用及び廃棄

調達された環境物品等の使用に当たっては、資源やエネルギーの消費が少ない効率的な使用及び修繕や部品交換による長期間使用に努めるとともに、分別廃棄等適正な廃棄を行う。

<紙類調達の原則>

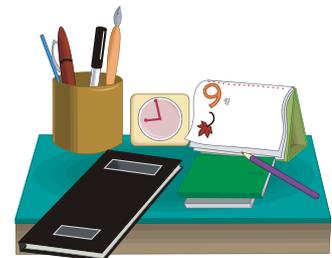
・紙類の調達に当たっては、再生紙の使用を促進するため、可能な限り古紙配合率の高いものを選択する。特に、下表の紙類については、原則として同表に掲げる基準によるものとする。

表 8. 2 紙類の調達（古紙パルプ配合率）【市の事務・事業】

紙種	古紙配合率
コピー用紙	古紙パルプ配合率が可能な限り高いこと
フォーム用紙（電算出力連続用紙）	70%以上
印刷用紙（カラー用紙）	70%以上
印刷物（報告書類、冊子）	本文表紙とも70%以上
印刷物パンフレット類 （多色刷を含む）	本文表紙とも70%以上 （原則100%）
印刷物、様式類	70%以上
封筒	70%以上
トイレットペーパー	100%

印刷物には、古紙配合率（Rマーク）を明記するものとする。

（例）R 1 0 0 古紙パルプ配合率 1 0 0 %再生紙を使用。



みんなのできるエコライフ④

買い物をするとき、レジ袋をもらわなかった。



1日に減らせるCO₂の量
56g

埼玉県地球温暖化防止活動推進センター
「エコライフ DAY2009 埼玉」より一部抜粋

2 建築物の建設や土木工事を行うとき

市自らが使用する建物については、以下のように建築計画の段階から環境への配慮を行うとともに、維持管理についても環境への負荷の低減を心がけます。

《庁内行動指針》

ハード面

①節水型施設の導入

- ・施設の利用形態及び利用状況に応じた機器等を導入する。
- ・雨水を利用した水洗トイレ、植木への散水等のための施設・設備を検討し、節水対策に努める。

②設備改善及び省エネルギー機器の利用

- ・E S C O事業^{注12}導入の検討や省エネ診断を受けることにより省エネ化を図る。
- ・燃焼施設は、環境負荷の少ない燃料への転換や、機器の導入を検討する。
- ・建築物の壁、床、開口部の構造を検討し、断熱構造化を図るとともに、採光、通風の最適化を検討する。
- ・公園等公共施設、道路照明、防犯灯、警戒標識等について、省エネルギー型照明機器や自然由来エネルギーによる発電の導入タイマーの設置等を検討する。



③新エネルギーの利用

- ・施設の規模等に応じて、自然由来エネルギーによる発電設備等の新エネルギーを利用した設備を積極的に利用する。
- ・夜間電力の活用が可能な施設は、深夜電力の利用機器を導入する。

④その他

- ・上記以外でも必要と思われる環境への配慮(ハード面)について導入に努める。

ソフト面

①環境に配慮した施工

- ・公共工事を行うときは、計画段階から事業の実施が環境に与える影響を把握し、環境保全対策を検討、実施する。
- ・公共工事では、低公害型の器具の使用を促進し、適正な運転管理を行うなど工事用車両・機械の排出ガスによる周辺地域の大気汚染防止に努める。
- ・歩道、公園や駐車場などの整備の際は、透水性舗装の実施や緑地(植栽)の確保に努め、雨水を地下に浸透させる。
- ・道路整備や河川整備などの工事を行うときは、街路樹を植え、近自然型工法を採用するなど、生物の生息環境の保全や連続性の確保に努める。
- ・仮設工事においては、木材型枠の利用を抑制し、熱帯材等の使用量を減らすため、鋼製型枠の使用に努める。
- ・工事を行うときは可能な限り効率化及び合理化を図り、工期を短縮する。
- ・事業者のISO/JIS環境規格認証取得動向を勘案し、入札参加資格の審査の際、ISO/JIS環境規格の認証取得の有無を考慮する。



②緑化の推進

- ・樹木の植栽目的や機能を十分発揮できるよう剪定・施肥・除草・灌水・清掃を計画的に行う。

- ・緑地の保全・創造及び連続性の確保に努める。
- ・市の施設の整備に当たっては、施設のイメージアップや地域の環境改善へ貢献するため、小動物が集まるよう花や実のなる木を植栽するなど、ビオトープの創出に配慮する。
- ・駐車場の緑化や壁面・屋上緑化等を積極的に取り入れ、市の施設の緑化を推進する。

③その他

- ・上記以外でも必要と思われる環境への配慮(ソフト面)について、導入に努める。



3 施設や製品を使うとき

市が、自らの施設や購入した製品等を使用する際は、以下のように環境への負荷の低減を心がけます。

《市内行動指針》

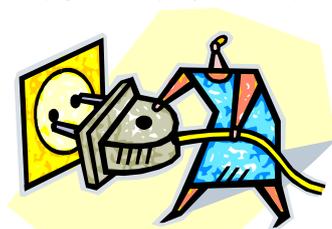
ハード面

①電気使用量の削減

- ・自動販売機を設置している施設は、市民サービスに支障のない範囲内で省エネルギー型への転換及び設置台数の削減に努める。

②その他

- ・上記以外でも、施設利用の際に必要なと思われる環境への配慮について、導入に努める。



ソフト面

①電気使用量の削減

- ・昼休みは照明を消し、接客時など必要があるときのみ使用する。
- ・始業前及び残業時の照明は、必要最低限にする。
- ・職場の冷暖房の温度設定は、暖房の場合は20℃、冷房の場合は28℃を目安に設定する。
- ・エレベーターはできるだけ使用せずに階段を使用する。(2アップ3ダウンの励行：フロアの階を移動する際、2階上がる、あるいは3階下に行く程度のときは、エレベーターに乗らず階段を利用すること。)
- ・使用しないパソコンの電源は切る。
- ・電化製品などが故障した場合は、安易に廃棄せず、修理に努める。
- ・庁舎の照明は、業務及び歩行等に支障のない範囲で、廊下・街灯等の共用部分の10%程度、事務室の5%程度を常時消灯する。
- ・使用していない電気機器は全て電源を切る。(コンセントを抜く。)
- ・就業時間以降の冷暖房は原則として行わない。
- ・終業時間の10分前に冷暖房を停止するように努める。
- ・電気ポットやコーヒーマーカーなど電気を使用する製品は使わないようにする。
- ・窓のブラインドの適切な開閉により採光・遮光を効率的に行う。



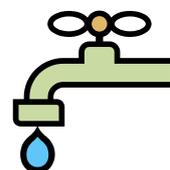
②紙使用量の削減

- ・両面コピーの実施やミスコピーの裏面利用などを行い、コピー用紙の使用量を減らす。(個人情報に配慮すること。)

- ・ F A X の送付状を省略する。
- ・ 契約書類などについては、再生紙を使用するよう発注者として指導する。
- ・ 職場におけるエネルギー使用量や水道水使用量、用紙類の使用量、ごみの発生量などを把握し、削減に努める。
- ・ A判化及び1枚ベスト（ワンベスト）を徹底する。
- ・ 片面コピー用紙と両面コピー用紙を分けて回収し、片面コピー用紙はメモ用紙等として活用する。
- ・ 庁内LANまたは電子メールを活用する。（電子決裁を推進する。）
- ・ ファイリングシステムを活用して、資料はできるだけ一元化し、課内、担当内又は個人で複数保有しない。
- ・ むやみに資料を「作らない、渡さない、求めない」を徹底する。
- ・ 使用済の封筒、ファイル等の再使用に努める。
- ・ 配布する刊行物の縮減に努める。（全課に配布しているものを、主管課のみとするなど。）

③節水の徹底

- ・ 水道水を使うときは、節水に心がける。
- ・ 節水型機器を使用する。
- ・ 各施設の水道水の使用状況等を勘案し、必要に応じて節水コマへの切り替えを行う。
- ・ 漏水を定期的にチェックする。
- ・ 食器の洗浄や歯磨きの水を流しっぱなしにしない。
- ・ 公用車を洗車するときは、可能な限りホースでなくバケツを使用する。



④その他

- ・ 給湯設備については適正な元栓管理を行う。
- ・ ガス湯沸かし器を長時間使用しないときは口火を消す。
- ・ 空調設備の日常点検、フィルターの清掃等を定期的に行う。
- ・ 使用電力や燃料の監視を行う。（月別、系統別、箇所別）
- ・ ボイラー、冷温水発生器等ばい煙発生施設の適切な運転管理、整備を行う。



みんなでできるエコライフ⑤

市町村のごみ出しルールにしたがって分けた。
（ビン・カン・ペットボトルなど）



1日に減らせるCO₂の量
121g

埼玉県地球温暖化防止活動推進センター
「エコライフ DAY2009 埼玉」より一部抜粋

4 物を廃棄するとき

市の事務・事業において物を廃棄する際は、以下のように環境への負荷の少ない適切な処理を心がけます。

ごみになるものの利用・購入を避け（リフューズ）、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の4Rに努めます。

《庁内行動指針》

ソフト面

①適切な廃棄処理

- ・ごみ処理に当たっては、処理量を把握し、環境への影響を低減する。
- ・市の施設で使用している空調設備や冷蔵庫などを交換するときは、機器に使用されているフロンガスを回収し適正に処理する。
- ・OA機器等を廃棄する場合は、製造元に依頼する。
- ・車の廃棄はディーラーで適正に処理する。
- ・フロンや代替フロンを使用している消火器は適正に処理する。
- ・シュレッダーの使用は機密文書等の廃棄の場合のみとする。
- ・市の施設から出るごみは、市の分別方法に従って分別を徹底し、適正に処理する。
- ・食堂等厨房施設の排水口にごみ受けを設置して生ごみを回収し、堆肥化を検討する。
- ・イベント会場内では、ごみ分別回収ボックスを設置する。
- ・庁舎外から持ち込んだ弁当容器や飲料用ビン・缶は購入先に戻すか、持ち帰る。

②4Rの徹底

- ・3M運動（マイバッグ・マイはし・マイボトル）を推進する。
- ・物を可能な限り長く使う。
- ・安易に物を購入しない。
- ・使い捨て製品の使用を控える。
- ・各職場で古紙リサイクルボックスを設置し、使用済古紙の回収を行う。
- ・洗剤は、石けんなどの生分解性の高い製品を使用する。また、廃食油を利用した再生石けんの使用を心掛ける。
- ・ごみの発生抑制のため、庁舎内で業者が配布するチラシ等は、必要のない限り受け取らない。

③公共工事のリデュースとリサイクル等

- ・再生資材の活用に努める。
- ・建設副産物の分別回収や再資源化に努める。
- ・公共工事などで発生する建設廃材などについて、適正処理を行っているかどうか発注者として確認する。

④その他

- ・上記以外でも、物の廃棄に係る環境への配慮が必要なものについて導入に努める。



5 通勤や外出するとき

通勤や外出の際は、以下のように環境への負荷の少ない公共交通機関等を積極的に利用するとともに、自動車の利用に際してはアイドリングストップ等のエコドライブを心がけます。

《市内行動指針》

ハード面

①低燃費・低公害車の導入

- ・公用車については、買い替え時に低燃費・低公害車を導入する。

②その他

- ・上記以外でも、自動車燃料使用量抑制に必要と思われる取組(ハード面)について導入に努める。

ソフト面

①自動車燃料の削減

- ・外出するときは徒歩や自転車、公共交通機関を利用するよう心がける。
- ・ノーカーデーに協力する。
- ・マイカー通勤を控え、徒歩や自転車、公共交通機関などで通勤する。
- ・荷物の積み下ろしや人待ちの時は、アイドリングストップを行う。

②エコドライブの推進 ※資料5(37～38頁)参照

- ・公用車を運転するときは急発進、急加速、空ぶかしをしない。
- ・公用車の中に不必要な荷物を積んだままで運行しない。
- ・経済速度による走行に努める。

③その他

- ・上記以外でも、自動車燃料使用量抑制に必要と思われる取組(ソフト面)について導入に努める。



参考：天然ガス車

6 意識を高め、取組を進めるために

本計画の実効性を高めるため、以下のように職員一人ひとりが環境に関する知識を増やし、意識を高めるよう心がけるとともに、環境に関する情報を整備して、市民や事業者への普及啓発を図ります。



《庁内行動指針》

ソフト面

①取組の推進を図るための施策

・「職員エコアクションデー」の実施

この日にはエレベーター使用の自粛、定時退庁等の運動を展開し、職員一人ひとりが省資源、省エネルギーに取り組む。

・夏季における「クールビズ」の実施

毎年環境省が定める期間、温暖化対策への配慮と省エネルギーの推進を目的とし、職員が上着を着用せず、ノーネクタイでの軽装を励行する運動を実施する。

・冬季における「ウォームビズ」の実施

毎年環境省が定める期間、暖房に頼り過ぎないように寒い時は重ね着で過ごすビジネススタイルの「ウォームビズ」を実施する。

・クールアースデーの実施

毎年7月7日において、二酸化炭素をできるだけ排出しない低炭素社会への歩みを確認する取組を行うもので、この日は、「定時退庁に努める」、「業務上支障のない限り、午後8時までに業務を終了し、執務室を消灯する、ライトアップ施設は午後8時から10時までライトダウンするなどの取組を実施する。

・チャレンジ25キャンペーンへの参加

2009年9月に、ニューヨークの国連気候変動サミットにおいて日本の目標として2020年までに1990年比温室効果ガス25%削減が表明された。これを受け、政府では地球と日本の環境を守り未来の子どもたちに引き継いでいくための行動を「チャレンジ25」と名付け、地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」も25%削減目標を掲げる国民運動として、2010年1月14日より「チャレンジ25キャンペーン」に生まれ変わった。

「チャレンジ25キャンペーン」は、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、よりCO₂削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、以下の6点を具体的な行動とし「6つのチャレンジ」として提案している。

- エコな生活スタイルを選択しよう
- 省エネ製品を選択しよう
- 自然を利用したエネルギーを選択しよう
- ビル・住宅のエコ化を選択しよう
- CO₂につながる取組を応援しよう
- 地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう

春日部市役所では、この行動に賛同し平成22年3月16日に参加登録をしている。

※チャレンジ25キャンペーンは、気候変動キャンペーン「Fun to Share」に変わりました。

②環境意識の啓発

- ・クリーンデーに積極的に参加する。
- ・環境に関する研修等に積極的に参加する。
- ・新聞やニュースなどを通じて環境に関する知識を増やすよう心がける。
- ・自らが関わる事業等における最新の技術の情報収集に努め、公共事業における環境への負荷を低減できるよう配慮する。
- ・職場以外においても、環境に配慮した生活を心がけ、住んでいる地域や地球環境を良くするための取組を行う。

③市民、事業者、他自治体との連携

- ・環境施策や庁内行動指針の実施上の課題について、春日部市役所環境対策推進会議に報告するとともに、関係する部署や市民・事業者などと積極的に話し合い、解決策を検討する。
- ・広域的な問題は、国・県や近隣市町と協力して取り組む。

④情報の提供

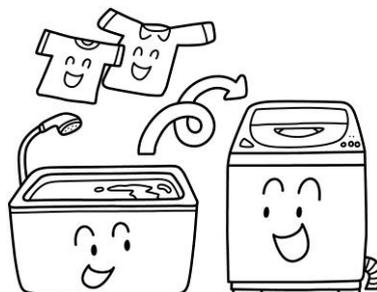
- ・市の環境に関する情報や、市が実施する施策に関する情報を積極的に市民に提供する。情報提供は、市の広報だけでなく、ホームページ、出前講座、パネル展示や説明会など、市民に分かりやすい方法で実施する。

⑤その他

- ・上記以外でも、職員の環境意識高揚に必要と思われる取組について導入に努める。

みんなのできるエコライフ⑥

お風呂の残り湯を洗濯に使った。



1日に減らせるCO₂の量

32g

1年で節約できる金額

7,490円

埼玉県地球温暖化防止活動推進センター
「エコライフ DAY2009 埼玉」より一部抜粋

資料編

地球温暖化対策の推進に関する法律【抜粋】

(平成十年十月九日法律第百十七号)

最終改正：平成26年5月30日号外法律第42号

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。)を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第三条7に規定する割当量
- 二 京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の割当量
- 三 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位
- 四 京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量
- 五 前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条1の算定される割当量として認められるものの数量

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

資料 2

《算定対象とする温室効果ガス発生源》

推進法施行令では、温室効果ガスの算定対象として以下の事項があげられます。市の事務・事業による温室効果ガスの排出量を算定すべき活動の区分を特定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく排出量算定事項

温室効果ガス	号	内 容	実行計画における算定対象の例
二酸化炭素	一号イ	燃料の使用に伴う排出	暖房用灯油や自動車用ガソリン等の使用 ただし木材、木炭等のバイオマス系燃料を除く
	一号ロ	他人から供給された電気の使用に伴う排出	電気の使用 ただし自家発電を除く
	一号ハ	他人から供給された熱の使用に伴う排出	熱供給事業者等から購入した熱
	一号ニ	一般廃棄物の焼却	直営の清掃工場での廃プラスチック類焼却
	一号ホ	産業廃棄物の焼却	産業廃棄物を処理しているときの廃油
	一号ヘ	その他	上記のもののほか、人の活動によって発生するもの
メタン	二号イ	ボイラーにおける燃料の燃焼	木材、木炭を燃料とするボイラーの使用
	二号ロ	ガス機関又はガソリン機関における燃料の燃焼	定置式のガス機関、ガソリン機関における燃料の使用
	二号ハ	家庭用機器における燃料の燃焼	コンロ等の家庭用機器における燃料の使用
	二号ニ	自動車の走行	管(公)用者等の走行
	二号ホ	船舶の航行	直営の観光船等の航行
	二号ヘ	家畜の反すう	農業試験場や直営牧場等での家畜の飼養
	二号ト	家畜のふん尿処理に伴う排出	農業試験場や直営牧場等での家畜の飼養
	二号チ	水田からの排出	農業試験場や直営水田等での稲の栽培
	二号リ	放牧地における牛のふん尿からの排出	農業試験場や直営牧場等での牛の飼養
	二号ヌ	農業廃棄物の焼却に伴う排出	農業試験場や直営牧場等で焼却した穀またはわら
	二号ル	廃棄物埋立からの排出	直営の埋立処分場で埋め立てられた廃棄物
	二号ヲ	下水又はし尿処理に伴う排出	直営の終末処理場又はし尿処理施設で処理された下水及びし尿
	二号ワ	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	直営の浄化槽で処理されたし尿及び雑排水
	二号カ	一般廃棄物の焼却	直営の清掃工場での廃棄物の焼却
二号ヨ	産業廃棄物の焼却	産業廃棄物を処理している時の廃棄物の焼却	
二号タ	その他	上記のもののほか、人の活動によって発生するもの	

温室効果ガス	号	内 容	実行計画における算定対象の例
一酸化 二窒素	三号イ	ボイラーにおける燃料の燃焼	木材、木炭、B重油、C重油を燃料とするボイラーの使用
	三号ロ	ディーゼル機関における燃料の燃焼	定置式のディーゼル機関における燃料の使用
	三号ハ	ガス機関又はガソリン機関における燃料の燃焼	定置式のガス機関、ガソリン機関における燃料の使用
	三号ニ	家庭用機器	コンロ等の家庭用機器における燃料の使用
	三号ホ	自動車の走行	管(公)用車等の走行
	三号ヘ	船舶の航行	直営の観光船等の航行
	三号ト	笑気ガス（麻酔剤）の使用	直営病院等における笑気ガスの使用
	三号チ	家畜のふん尿処理に伴う排出	農業試験場や直営牧場等での家畜の飼養
	三号リ	耕地に使用された化学肥料からの排出	農業試験場や直営農場等で使用した肥料
	三号ヌ	農作物の栽培に使用された肥料からの排出	農業試験場や直営農場等で使用した肥料
	三号ル	放牧地における牛のふん尿からの排出	農業試験場や直営農場等で使用した肥料
	三号ヲ	農業廃棄物の焼却に伴う排出	農業試験場や直営農場等で焼却した穀またはわら
	三号ワ	下水又はし尿処理に伴う排出	直営の終末処理場又はし尿処理施設で処理された下水及びし尿
	三号カ	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	直営の浄化槽で処理されたし尿及び雑排水
	三号ヨ	一般廃棄物の焼却	直営の清掃工場での廃棄物の焼却
三号タ	産業廃棄物の焼却	産業廃棄物を処理しているときの廃棄物の焼却	
三号レ	その他	上記のもののほか、人の活動によって発生するもの	
H F C	四号イ	カーエアコンの使用時の漏出	H F C が封入されたカーエアコンの使用
	四号ロ	カーエアコンの廃棄時の排出	H F C が封入されたカーエアコンの廃棄
	四号ハ	噴霧器、消火器の使用又は廃棄に伴う排出	エアゾール、消火器の使用
	四号レ	その他	上記のもののほか、人の活動によって発生するもの
P F C	五号イ	その他	上記のもののほか、人の活動によって発生するもの
六ふっ 化硫黄	六号イ	電気機械器具の使用時の漏出	変圧器等を所有している場合
	六号ロ	電気機械器具の点検時の漏出	変圧器等を所有している場合
	六号ハ	電気機械器具の廃棄時の漏出	廃棄物として回収、処理する場合
	六号ニ	その他	上記のもののほか、人の活動によって発生するもの

地球温暖化対策実行計画マニュアル「法施行令に基づく排出量算定事項」参照。

環境ラベルの例

環境ラベル	環境ラベルの実施主体等
	<p>(財団法人 日本環境協会)</p> <p>製造・使用・廃棄に伴う環境への負荷が少ない商品や、環境改善効果のある商品につけられるもの。商品類型別に認定基準が定められている。</p>
	<p>(財団法人 古紙再生促進センター)</p> <p>古紙を利用した製品に表示されるもので、原則として古紙を40%以上利用してつくられていることが基準となる。</p>
	<p>(PETボトルリサイクル協議会)</p> <p>(財) 日本容器包装リサイクル協会で再商品化したPETボトル再生フレックまたはペレットが25%以上原料として使用された商品につけられるもの。</p>
	<p>(財団法人 省エネルギーセンター)</p> <p>日米政府の相互認証のもとOA機器を対象に定められた省エネ基準をクリアした製品につけられるもの。</p>
	<p>(再生資源利用促進法第2種指定製品)</p> <p>アルミ缶の識別マーク。分別回収の容易化及びリサイクルの促進をはかる。</p>
	<p>(再生資源利用促進法第2種指定製品)</p> <p>スチール缶の識別マーク。分別回収の容易化及びリサイクルの促進をはかる。</p>
	<p>(再生資源利用促進法第2種指定製品)</p> <p>ペットボトルの分別回収の促進容易化。1番表示はポリエチレンテレフタレート (PET) で、(飲料、酒類、醤油が充填されたものは) 強制マーク。</p>

資料 4

調査対象施設

※施設の名称は、温室効果ガスの基準年となっている平成20年度の状況です。

部署・施設		
庁舎	秘書室	
	広報広聴室	
	危機管理防災室 防災センター	
	政策課	
	行政経営課	
	IT推進課	
	財政課	
	市民税課	
	資産税課	
	収納管理課	
	総務課	
	人事課	
	管財課	
		幸松地区集会所
		内牧栄町会館
		武里地区集会所
		豊春地区集会所
		八丁目山中集会所
		西部第三区画整理記念館
		八木崎区画整理記念館
		第六区画整理記念館
		一ノ割区画整理記念館
		大沼区画整理記念館
		上谷原区画整理記念館
		内谷区画整理記念館
		梅田土地区画整理記念館
		中央第一公園倉庫
		ガス灯
		谷中小記念館
		旧沼端小学校
		契約課
		暮らしの安全課
		春日部駅西口自転車駐車場
		豊春駅前自転車駐車場
	会之堀川自転車駐車場	
	南桜井駅自転車駐車場	
	春日部駅南自転車駐車場	
	春日部駅東口第2自転車駐車場	
	新古川第6自転車駐車場	
	小淵放置自転車集積場	
	備後西放置自転車集積場	
	街灯	

部署・施設	
庁舎	市民参加推進課
	男女共同参画センター
	春日部コミュニティセンター
	庄和コミュニティセンター
	情報統計課
	市民課
	武里出張所
	社会福祉課
	総合福祉センター
	障がい者福祉課
	ふじ学園
	ふじ授産センター
	ゆりのき授産センター
	ひまわり園
	あおぞら
	リサイクルショップ
	こども家庭課
	児童センター
	庄和第1児童館
	庄和第2児童館
	保育課
	第1保育所
	第2保育所
	第3保育所
	第4保育所
	第5保育所
	第6保育所
	第7保育所
	第8保育所
	庄和第1保育所
	庄和第2保育所
	庄和子育て支援センター
	放課後児童クラブ(22)
	健康課
中央保健センター	
庄和保健センター	
健康福祉センター	
高齢介護課	
憩いの家薬師沼憩いの家	
憩いの家大池憩いの家	
大枝高齢者憩いの家	
庄和高齢者憩いの家	
高齢者福祉センター幸楽荘	

部署・施設			
庁舎	高齢介護課	高齢者福祉センター寿楽荘	
	国民健康保険課		
	環境保全課	公衆トイレ(6)	
	廃棄物対策課		
	農政課	飯沼・赤崎揚水機場	
	商工観光課	商工振興センター	
		大風会館	
		勤労者会館	
		勤労福祉センター	
		道の駅庄和	
春日部物産展示場			
環境センター	環境センター		
	豊野環境衛生センター		
	クリーンセンター		
	クリーンセンター庄和		
庁舎	管理課(建設部)		
	道路街路課	道路管理事務所	
		街灯及び噴水等(道路街路課分)	
	河川課	ポンプ場(7)	
	下水道課		
	公園緑地課	都市公園等	
	都市計画課		
	鉄道高架整備課		
	市街地整備課	藤塚土地区画整理事務所	
		西金野井区画整理事務所	
	開発指導課		
	建築課		
	土地利用推進課		
	工事検査室		
	総務課(庄和総合支所)		
	市民環境課(庄和総合支所)		
	福祉課(庄和総合支所)		
	健康保険課(庄和総合支所)		
	出納室		
	看護専門学校		

部署・施設		
病市 院立	経営管理課	
	医事課	
消防本部	総務課(消防)	
	予防課	
	警防課	
	指令課	
	春日部消防署	
	東分署	
	武里分署	
	浜川戸分署	
	豊野分署	
	幸松分署	
	備後分署	
庄和消防署		
水道部	業務課	春日部営業所
	施設管理課	水道施設保守管理事務所
	工務課	西部浄水場
		東部浄水場
		北部浄水場
		南部浄水場
		庄和浄水場
		東部中継加圧ポンプ場
		深井戸
		末端監視局
教育委員会	学校総務課	教育センター
	市民文化会館	
	粕壁小学校	
	内牧小学校	
	豊春小学校	
	武里小学校	
	幸松小学校	
	豊野小学校	
	備後小学校	
	八木崎小学校	
	牛島小学校	
緑小学校		
上沖小学校		
正善小学校		

部署・施設		
教育委員会	学校総務課	立野小学校
		宮川小学校
		藤塚小学校
		小淵小学校
		武里南小学校
		武里西小学校
		宝珠花小学校
		富多小学校
		南桜井小学校
		川辺小学校
		桜川小学校
		中野小学校
		春日部中学校
		東中学校
		豊春中学校
		武里中学校
		谷原中学校
		大沼中学校
		豊野中学校
		中野中学校
		緑中学校
		大增中学校
		江戸川中学校
		葛飾中学校
		飯沼中学校
	学務課	学校給食センター
	社会教育課	視聴覚センター
	文化財保護課	郷土資料館
	体育振興課	総合体育館
	市民体育館	
	市民武道館	
	庄和体育館	
	市民プール	
	大沼グラウンド(野球場・テニスコート等)	
	牛島野球場	
	庄和球場	
	南栄町グラウンド	
	谷原グラウンド	

部署・施設		
教育委員会	中央公民館	粕壁南公民館
		内牧地区公民館
		内牧南公民館
		豊春地区公民館
		豊春第二公民館
		武里地区公民館
		武里東公民館
		幸松地区公民館
		幸松第二公民館
		豊野地区公民館
		藤塚公民館
		武里南地区公民館
		武里大枝公民館
		庄和地区公民館
		庄和北公民館
		庄和南公民館
		武里市民センター
		正風館
	中央図書館	武里図書館
委員会・事務局	議会事務局	
	選挙管理委員会事務局	
	監査委員事務局	
	農業委員会事務局	

エコドライブ10のススメ

1.ふんわりアクセル「e スタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

**2.車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転**

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

**3.減速時は早めにアクセルを離そう**

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンブレキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンブレキを活用しましょう。

**4.エアコンの使用は適切に**

車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。たとえば、車内の温度設定を外気と同じ25°Cに設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。

**5.ムダなアイドリングはやめよう**

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう(※1)。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です(※2)。エンジンをかけたらずぐに出発しましょう。スイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。



※1: 交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。(自動アイドリングストップ機能搭載車は問題ありません。)

手動アイドリングストップ中に何度かブレーキを踏むとブレーキの効が悪くなります。

慣れないと誤動作や発進遅れが生じます。またバッテリーなどの部品寿命の低下によりエンジンが再始動しない場合があります。

エアバッグなどの安全装置や方向指示器などが作動しないため、先頭車両付近や坂道での手動アイドリングストップはさけましょう。

※2: -20°C程度の極寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。

6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。



7. タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します(適正値より50kPa(0.5kg/cm²)不足した場合)。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリーナエレメントなどの定期的な変換によっても燃費が改善します。



8. 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。



9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。



10. 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。



参考資料：エコドライバープロジェクトホームページ

用語解説

注 1 低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。

注 2 温室効果ガス (GHG [greenhouse gas])

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書に定められている温室効果ガスは二酸化炭素やメタンなど 6 種類あり、いずれも削減の対象とされている。

注 3 IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

IPCC は、[Intergovernmental Panel on Climate Change] の略。各国政府を代表する専門家が地球温暖化に関して議論する場。国連環境計画と世界気象機関により、平成元年 (1988 年) に設置。地球温暖化のメカニズム、社会経済への影響、対策を明らかにすることが目的。

注 4 国連気候変動枠組条約

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。温室効果ガスの増大に伴う気候変動を防止するための枠組を規定した条約。平成 4 年 (1992 年) 5 月に採択され、平成 6 年 (1994 年) 3 月 21 日に発効。先進国が温室効果ガス排出量を平成 2 年 (1990 年) レベルに安定化されること、各国が排出量の国家通報を行い、締約国会議で審査を行うなどを盛り込んでいる。

注 5 京都議定書

平成 9 年 (1997 年) に開催された「地球温暖化防止京都会議 (第 3 回締約国会議 : COP3) において採択された議定書 (関係した国々が署名した条約の一種)。先進国に対し、法的な拘束力のある削減目標を定め、先進国全体で温室効果ガスを 5.2%削減することとした。また、排出量取引、共同対策事業、開発途上国の対策支援などが組み込まれている。平成 17 年 (2005 年) 2 月 16 日に発効。日本は平成 14 年 (2002 年) 6 月に批准。

注 6 地球温暖化対策の推進に関する法律

京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

注 7 地球温暖化対策推進大綱

日本政府が定めた、京都議定書の約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにしている基本方針。

注 8 京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、平成 17 年 (2005 年) 4 月に閣議決定され、平成 20 年 (2008 年) 3 月に改正された、京都議定書による我が国の 6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。

注 9 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

貴重な燃料資源の有効な利活用を目的として、工場、建築物、機械器具のエネルギー使用の合理化を総合的に推進するために必要な措置などを定めた法律。昭和 54 年 6 月制定。

平成 20 年 5 月の改正により、事業所単位から事業者単位（企業単位）のエネルギー管理が義務づけられることとなり、地方公共団体においても企業と同様に、地方公共団体全体のエネルギー管理を行うこととなる。

注 10 埼玉県地球温暖化対策推進条例

県、事業者、県民及び環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進するため、事業活動・建築物・自動車交通・環境物品等の購入について地球温暖化対策に関し必要な事項を定めたもの。

注 11 環境ラベル

消費者が環境にかかる負担の少ない製品やサービスを選ぶときの目安となるツールとして制定されている。国際標準化機構（ISO）では、この環境ラベルについて運用ルールを定め、タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢに分類されている。

注 12 ESCO（エスコ）事業

ESCO は、[Energy Service Company] の略。工場や事務所、オフィスビルや商業施設、公的施設などに対して、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、従前の利便性を損なうことなくコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業。

みんなのできるエコライフ⑦

パソコンの使用について



昼休みなど、不使用时は電源を切った
1日に減らせるCO₂の量
13,159g



退庁時にコンセントを抜いて帰った
1日に減らせるCO₂の量
13,656g

消費電力－17kw、待機電力－1.1kw
全庁のパソコン台数を 1,980 台として算出 環境政策推進課



第 1 次春日部市地球温暖化対策実行計画

～春日部市役所温室効果ガス排出量削減計画～

《平成 22 年度～平成 26 年度》

【平成 27 年度～平成 29 年度継続版】

平成 2 7 年 3 月

春日部市環境経済部環境政策推進課
〒344-8577 春日部市中央六丁目 2 番地
TEL: 048-736-1111